

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境施策部環境施策課 (06-6630-3218)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	引取業・フロン類回収業の登録
概要	大阪市内に事業所を有する事業者が、ユーザー等から使用済自動車の引取りを行うときは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき大阪市長から「引取業」の登録を受けることが義務付けられています。また、大阪市内に事業所を有する事業者が、使用済自動車からフロン類を回収するときは自動車リサイクル法に基づき大阪市から「フロン類回収業」の登録を受けることが義務付けられています。なお、「引取業」「フロン類回収業」の登録を受けた事業者は、5年ごとに更新の手続きが必要です。手続きの方法は、登録時と同様です。
根拠法令等 及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条、第43条、第44条、第45条（引取業） 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第46条、第47条（引取業） 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条、第54条、第55条、第56条（フロン類回収業） 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第50条、第51条（フロン類回収業） 大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年3月31日規則第72号) 大阪市手数料条例(昭和40年4月2日条例第35号)第7条の3 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次のいずれかに該当する場合は、登録を拒否します。 1 申請書に記載された法第43条第1項第5号又は法第54条第1項第6号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないもの又はフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき 2 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき 3 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 4 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 5 法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者 6 法人であるものが法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者又はフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの 7 法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 8 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3～7のいずれかに該当するもの 9 法人でその役員のうちに前3～7のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	環境局環境施策部環境施策課
提出時期	随時
提出方法	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に規定される登録申請書等の必要書類を環境局環境施策部環境施策課へ提出後、手数料を納入通知書にて納入してください。
手数料	引取業（新規登録5600円、更新登録3600円） フロン類回収業（新規登録6000円、更新登録4000円）
相談窓口	環境局環境施策部環境施策課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018100.html
備考	